

京都市交通局管理規程第16号

京都市交通局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を改正する規程を公布する。

平成25年3月29日

京都市公営企業管理者

交通局長 西村 隆

京都市交通局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を改正する規程

京都市交通局電子計算機処理データ保護管理規程の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「京都市交通局事務処理規程第2条に規定する課」を「京都市交通局事務処理規程第2条第1項に規定する課（同項に規定する課を置かない室を含む。）」に改める。

第7条各号列記以外の部分を次のように改める。

業務主管課の属する部及び室（京都市交通局事務処理規程第2条第1項に規定する部及び室をいう。）の長（以下「部長等」という。）は、保護管理者と協議のうえ、次の各号に掲げるデータを特定データとして指定しなければならない。

第10条及び第15条中「部長」を「部長等」に改める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）